

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	バーゼル条約拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	65,432千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	国連環境計画（UNEP バーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局）						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>（1）設立経緯等・目的：1980年代に入り、事前の連絡・協議なしに有害廃棄物の国境を越えた移動が行われ、最終的な責任の所在も不明確であるという問題が顕在化。これを受けて、経済協力開発機構（OECD）及び国連環境計画（UNEP）で検討が行われた後、1989年3月、バーゼル条約が採択された。バーゼル条約は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組みを作ること及び環境を保護することを目的とする。2018年5月末時点での締約国等は、184か国と欧州連合（EU）、パレスチナ。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、議定書事務局の活動を支援するための基金に拠出する義務的拠出金であり、全締約国が国連分担率に基づいて算出された拠出率に応じた額の拠出を求められる。本件拠出により、日本は締約国会議（COP）等において発言権を確保することが可能となり、COP等における決議案や決定案等の規範設定の議論を通じて、日本の利益が確保されることが期待されるとともに、条約事務局による締約国会合の開催、作業部会等の開催、情報交換の場の提供、その他締約国会合が決定する他の任務の遂行等を支援し、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分のしかるべき規制を促進すること等を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分の規制について、国際的な枠組みの策定と環境の保護等を推進する条約である。 ・有害廃棄物及びその他の廃棄物の発生が増加、一層の複雑化並びにこれらの廃棄物の国境を越える移動によってもたらされる人の健康及び環境に対する脅威は重大な地球環境問題であり、本条約は有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際的枠組みを提供している。 ・2011年より、化学物質、残留性有機汚染物質の国際的管理について規定するロッテルダム条約及びストックホルム条約との合同事務局を設置し、両条約との連携を強化している。・また、日本は、最大拠出国として、COPにおける事業計画・予算案における審議に参加している。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016年度、実施主体：国連会計検査委員会（Board of Auditors, BOA）、報告・提出月：2017年7月 ・内部監査 対象年度：2011年～2013年、実施主体：国連内部監査部（Office of Internal Oversight Services, OIOS）、報告・提出月：2014年4月 結果及び対応：財政マネジメント等について、概ね適正ではあるものの、三条約の基金の一本化や事務局運営に係る当座資金の積み増し等を行うよう提言を受けている。同事務局は新しい経理システムの導入や当座資金確保のための予算措置等により、これらの提言に適切に対応している。 ・財政状況の報告 報告・提出月：2017年1月（2015年度） ・2011年からストックホルム条約及びロッテルダム条約との三条約共同事務局として組織改編を進め、共同活動、共同管理等の具体的措置を導入し、効率的な組織・財務マネジメントの実現に努めている。 ・日本は、最大拠出国として、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与している。直近のCOP（2017年4月～5月）では、今後2年間の共同事務局予算について、約3%増の事務局提案に対し、日本ほかの働きかけを受け約1%増に留めるよう査定された。 ・日本は、OIOSの内部監査結果の妥当性についても他の締約国と共に精査を行っているほか、日常的に三条約事務局と連絡を取り、日本の関心事項が条約の活動に反映されるよう働きかけている。 ・COPにおける協議のプロセスにおいても、事務局運営の効率化や予算上の措置について、日本意見が反映された決議案が採択されている。 						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物からもたらされる危険から人の健康及び環境を保護する役割を果たしているところ、本条約に拠出し、その目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野である地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となり、非常に重要。 ・日本は、リサイクル可能な廃棄物を資源として輸出入しており、バーゼル条約に従った貿易の国際的な推進は日本の利益確保に加え、地球環境問題への積極的な貢献となっている。バーゼル条約事務局は、有害廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインの作成や途上国の能力開発のための技術協力等を実施しており、日本は、残留性有機汚染物質含有廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成においてリード国として作業を主導し、その中で日本の主張を反映させるなど、条約実施に積極的に貢 						

	<p>献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル条約では、有害廃棄物の環境上適正な管理に関する各種技術ガイドラインを作成しており、日本は、残留性有機汚染物質含有廃棄物、水銀廃棄物の技術ガイドライン作成において作業を主導している他、その他の技術ガイドラインの作成においても技術的なインプットを行っている。 ・事務局の活動の大枠及び予算は、日本を含む締約国が出席する COP において決定されており、締約国として各種の意思決定に参加する地位を有している。 ・バーゼル条約は、有害廃棄物及びその他の廃棄物の越境移動並びにその処分のために共通の規則と基準の実施を推進する主要な国際枠組みを提供するもので日本だけで実施できる事業ではなく、日本が実施する廃棄物の管理や処理に係る二国間協力とは補完的な役割を持つ。 ・2年ごとに開催されているバーゼル・ロッテルダム・ストックホルムの三条約合同 COP の機会を捉えて、三条約事務局長と日本代表団長の意見交換を行っている。直近では 2017 年 5 月、日本代表団長として環境省地球環境審議官が三条約事務局長と面会し、バーゼル条約地域事務所と日本の協働の可能性や 2017 年 8 月に発効する水銀に関する水俣条約の事務局の運営のあり方について意見交換を行った。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017 年 12 月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017 年 12 月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	184 개국及び EU, パレスチナ	36	1	0	2.8%	1	0
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017 年 10 月のバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約共同事務局長来日の際、外務省地球環境課長から日本人職員採用への協力を依頼。 						
5 PDCA サイクルの確保等	PLAN	バーゼル条約締約国会議にて 2 か年事業計画及び予算案を審議、承認。					
	DO	日本から義務的拠出金の支払、バーゼル条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じたバーゼル条約事務局の活動のモニタリング。					
	CHECK	内部監査報告書、財政状況報告書や COP 等における運営・活動の評価。					
	ACT	各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本からの締約国拠出はコア予算に充当され、日本からの拠出を分離特定することはできない。 ・2年ごとに開催される COP においては総会他に予算や資金メカニズムに特化した会合が開催されるほか、事務局と個別に協議する機会もあり、これらを通じてより効率的な条約事務局運営に向けた提案や日本の関心事項等を示すことで、条約の運営の改善を促している。 						
担当課室名	地球環境課						